平成２１年（フ）第５９０号
北九州市八幡西区清納２丁目８番４号
債務者　東　　俊光
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６４８号
北九州市小倉北区江南町７番１―402号
債務者　内藤知津恵
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６６０号
北九州市八幡東区大宮町６番８号
債務者　福井　学美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７２号
福岡県中間市大根土６番404号
債務者　石川　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６７４号
北九州市八幡西区浅川台２丁目１番７―304号
債務者　脇田　　訓
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６８９号
北九州市八幡西区町上津役東３丁目１番44号
債務者　松岡　弘美（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３９２号
大分市賀来南１丁目８番１―401号　パレロワイヤル２
債務者　中尾和津代
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４０９号
大分市大字古国府490番地の２
債務者　古城　孝士
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３６号
大分県国東市武蔵町糸原972番地52
債務者　井原今朝子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
大分県速見郡日出町970番地
債務者　原　　和宏
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
大分県速見郡日出町361番地100
債務者　近藤　正則
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
宮崎県延岡市伊達町１丁目48番地16
債務者　小野　重博
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１６４号
宮崎県日向市大字財光寺845番地１
債務者　松岡久仁子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１６７号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所10641番地１
債務者　原田　秀敏
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１７８号
宮崎県日向市大字財光寺3478番地２、住民票上の住所宮崎県延岡市土々呂町５丁目2378番地21
債務者　黒木　一成
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１７９号
宮崎県延岡市桜ケ丘３丁目7087番地４
債務者　柳田ムツミ
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１０９号
鹿児島県姶良郡湧水町鶴丸1114番地２
債務者　山口　光英
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
鹿児島県鹿屋市新生町23番２―402号
債務者　**前**村　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係